

公 安 委 員 会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（大阪府・滋賀県）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成26年4月17日
給 与 厚 生 課

(略)

(略)

公安委員会 説明資料No.2	「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」について	平成26年4月17日 交通企画課
-------------------	----------------------------------------------------------	---------------------

1 楽旨

- 駆動補助機付自転車の基準（道路交通法施行規則第1条の3）について、平成26年1月下旬、産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度により事業者から特例措置の要望が出され、2月26日、一定の安全上必要な措置を講じることを条件にこれを認めることとした旨通知し、公表したところ。
- この特例措置のために必要な法令の整備として、「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を制定するもの。

2 内容（別添1）

（1）道路交通法施行規則第1条の3の規定の適用に係る特例の概要

人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車（以下「駆動補助機付三輪自転車」という。）であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを使用して貨物を運送することを内容とする新事業活動（産業競争力強化法第2条第3項に規定する新事業活動をいう。）において使用される駆動補助機付三輪自転車については、駆動補助機付三輪自転車が被牽引装置付リヤカーを牽引している場合の補助率（人の力に対する原動機を用いて人の力を補う比率）の最大値を、

- 10キロメートル毎時未満の速度では、「3」
 - 10キロメートル毎時以上の速度では、「3」から遞減し、24キロメートル毎時以上の速度では「0」
- とする。

（2）当該特例の適用を受けるため当該新事業活動計画が該当しなければならない事項の概要

- 道路外での試験の結果により、被牽引装置付リヤカーを牽引する場合においても安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと等（特例措置後の基準に該当すること）が確認できる駆動補助機付三輪自転車の使用
- 当該事業に従事する運転者に対する駆動補助機付三輪自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育の実施
- 駆動補助機付三輪自転車の安全な運転に必要な業務を適切に行うための体制の整備
- 交通事故その他当該事業の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置の定め

3 意見公募手続の実施結果（別添2）

平成26年3月7日から4月5日までの間、意見公募手続を実施した結果、1件の御意見が寄せられた。

4 今後の予定

公布・施行 4月下旬予定

公安委員会 説明資料No.3	「警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について	平成26年4月17日 交通企画課 生活安全企画課 組織犯罪対策企画課
---------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

1 改正の趣旨

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「新法」という。）の施行に伴い、関係法令について所要の改正等を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案（別添1）
 - ア 指定自動車教習所の管理者の欠格要件として、新法第2条から第6条までの罪を犯した者について定める。
 - イ 新法第2条から第4条までの罪に当たる行為について、特定違反行為（長期の欠格期間が指定されることとなる特に重大な違反行為）として、これらの行為に付する点数を定めるなどする。
 - ウ その他所要の規定を整備する。
- (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案（別添2）
 - ア 警備業者や警備員等の欠格事由となる「重大な不正行為」として、新法第2条から第4条までに規定する罪に当たる違法な行為を定める。（警備業法関係）
 - イ 運転適性指導員、運転習熟指導員、届出自動車教習所指導員等の欠格要件として、新法第2条から第6条までの罪を犯した者について定める。（道路交通法関係）
 - ウ その他所要の規定を整備する。

3 意見公募手続の実施結果（別添3）

平成26年3月7日から4月5日までの間、(1)及び(2)について、意見公募手続を実施した結果、2件の御意見が寄せられた。

4 政令案の今後の予定

閣議 4月22日（火）

1 概要

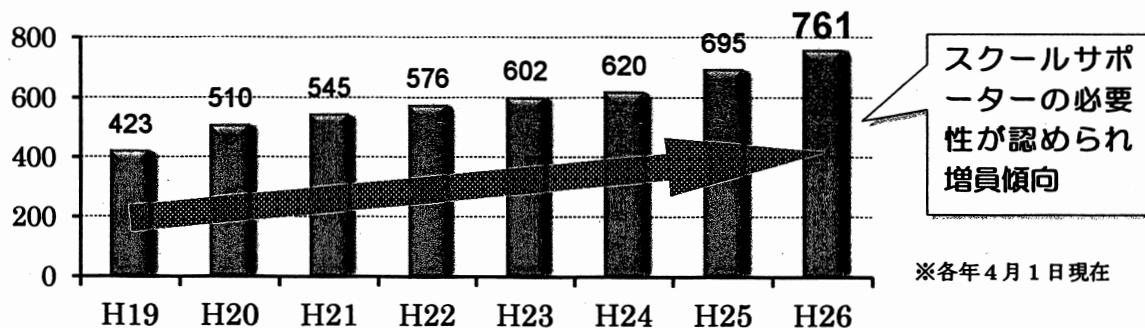
スクールソーターは、退職した警察官等からなる非常勤職員で、警察署等に配置され、担当する学校への訪問活動を行うとともに、必要に応じ、問題がある学校に常駐するなどして、いじめや非行事案など校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言などを行っている。

【主な任務】

- ◎ 少年の非行防止及び立ち直り支援
(学校等への訪問活動による少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導・助言)
- ◎ 学校等における児童等の安全確保対策
- ◎ 非行・犯罪被害防止教育の支援 ◎ 地域安全情報等の把握と提供

2 人員の推移

平成26年4月1日現在～43都道府県：761人（前年比66人増）



3 効果的な活動事例

- スクールソーターが校内を巡回中、授業担当教員が不在の教室内で、複数の生徒が一人の生徒の本やメガネを取り上げるのを認めたので、教室に入り制止した。担任に報告するとともに見守り活動を継続し、いじめは解消された。
- スクールソーターが担当する中学校から「いじめ」に関する相談を受けたことから、被害児童、同保護者と面接するとともに、校内巡回を実施したこときっかけに、保護者や民生委員による巡回活動に発展し、校内が落ち着きを取り戻した。また、再発防止のためスクールソーター等によるいじめ防止をテーマとした非行防止教室を実施し問題解決を図った。

4 今後の取組

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、スクールソーターの更なる拡充を推進。

1 発生状況

平成26年4月12日、熊本県球磨郡多良木町の農場で鶏約200羽が死んでいるのが発見され、鑑定の結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）であることが判明。飼養者が同一の同郡相良村の農場の鶏についても陽性反応検出。

2 警察の対応

(1) 熊本県警察の対応

同日午後11時30分、本部長を長とする「熊本県警察鳥インフルエンザ対策本部」を設置。県による防疫措置の支援として、消毒ポイントにおいて警戒活動を24時間体制で実施。

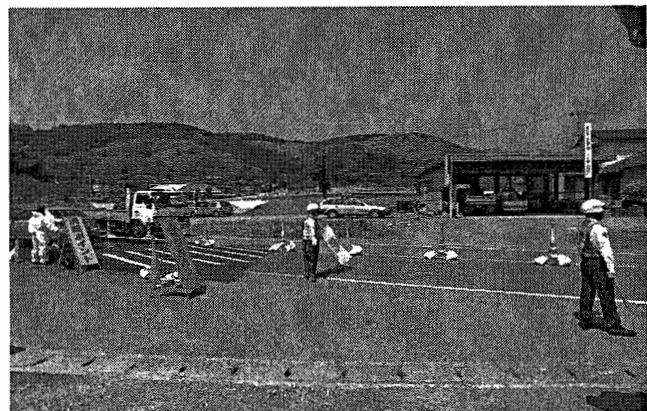
〔消毒ポイント(噴霧器等使用) 6か所 警察官各2名(固定警戒)〕

〔消毒ポイント(消毒プール使用) 11か所 パトカー20台27名(流動警戒)〕

(16日現在)

(2) 警察庁の対応

同年4月13日午前8時30分、地域課長を長とする「警察庁対策室」を設置。各都道府県警察に対し、関連情報の収集、防疫措置の支援、交通規制等の諸対策の実施について指示。



3 政府等の対応

同年4月13日午前8時30分、総理官邸内危機管理センターに情報連絡室を設置し、同日午前11時、内閣官房長官を長とする鳥インフルエンザ関係閣僚会議を開催。また、熊本県は、同日午前9時30分、知事を長とする熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置し、消毒ポイント設置箇所の選定、移動制限区域等の設定等を実施。14日までに、両農場の鶏約11万2千羽を殺処分。また、16日までに両農場における防疫措置を完了。

公安委員会 説明資料No.6	平成26年春の全国交通安全運動 の実施結果等について	平成26年4月17日 交通企画課 交通指導課
-------------------	-------------------------------	------------------------------

1 運動の期間、重点等

- (1) 期間：平成26年4月6日（日）～15日（火）
- (2) 主催：内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、（一財）全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体
- (3) 運動の基本及び全国重点
 - 運動の基本
子どもと高齢者の交通事故防止
 - 全国重点
 - ・ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 飲酒運転の根絶

2 期間中の交通事故の発生状況等

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	前年比	
発生件数（件）	20,975	19,875	18,879	16,515	15,725	15,260	-465	-3.0%
死者数（人）	109	96	119	118	105	95	-10	-9.5%
負傷者数（人）	25,936	24,366	23,136	20,276	19,419	18,858	-561	-2.9%

- ※ 死者数の95人は、統計で確認できる昭和29年秋の運動以降、春、秋を通じて最少である。
- ※ 23年は、統一地方選が実施されたため、例年、4月6日から15日までの間であるところ、5月11日から20日までの間に変更されている。
- ※ 発生件数、負傷者数は概数である。
- ※ 4月15日現在の交通事故死者数 1,126人（前年比 -57人 -4.8%）

3 期間中の交通死亡事故等の特徴

- 子供（15歳以下）の死者数は3人（前年比±0人）
 - ※ 4月9日（水）に茨城県内において下校中の小学2年生が死亡する交通事故が、4月10日（木）に静岡県内において登校中の小学5年生が死亡する交通事故がそれぞれ発生（2人死亡、1人軽傷）
- 高齢者の死者数は49人（前年比1人減）、全死者数の51.6%
- 自転車乗用中の死者数は11人（前年比3人減）
 - うちシートベルト着用が17人（前年比2人減）
 - シートベルト非着用が13人（前年比5人減）
- 自動車乗車中の死者数は31人（前年比9人減）
- 飲酒運転による死亡事故は8件（前年比3件増）

4 通学路における全国一斉取締り実施結果

- (1) 概要
 - 日時：平成26年4月9日（水）午前7時から午前9時までの2時間
 - 場所：各都道府県内の小学校周辺の重点通学路3,307路線
 - 動員数：警察官1万3,629人
- (2) 検挙総件数：1万2,759件（逮捕2人）

公安委員会
説明資料No. 7

国際テロ対策に係るデータの
インターネット上への掲出事案に関する
国賠訴訟の一審原告側控訴について

平成26年4月17日
警備企画課

1 一審概要【国勝訴、東京都一部敗訴】

(1) 一審判決日

平成26年1月15日（水） 東京地方裁判所

(2) 判決要旨

ア 主文

- (ア) 被告東京都は、原告らに対し、合計9,020万円の金員を支払え。
- (イ) 被告国に対する請求を棄却する。

イ 理由

- (ア) 本件データは、警察が作成し、警視庁外事第三課が保有していたものと認められる。
- (イ) 本件データは、外事第三課における不十分な管理体制下で警察職員によって持ち出され、流出につながっているから、被告東京都には、原告らの損害を賠償する責任がある。

2 一審原告側控訴状況

(1) 控訴日等

平成26年1月28、29日（同年4月9日控訴状送達）

(2) 控訴人

一審原告ら17名

(3) 被控訴人

国及び東京都

(4) 控訴理由要旨

ア 原判決が、情報収集活動により侵害される憲法13条（プライバシー権）上の利益を過小評価し、国際テロ防止のため、イスラム信仰活動を含む情報収集活動が必要であるとした判断は誤っている。

イ イスラム教徒に対する情報収集活動の目的や必要性からして、これが憲法14条（平等原則）に違反しないとした判断は誤っている。

ウ 警察庁は、警視庁と不可分一体の形で情報収集活動に関わっていたのであるから、警察庁にも本件データの漏えいを防止すべき注意義務の違反があったというべきであって、国は損害賠償の責任は免れない。

3 その他

一審被告東京都においては、一審判決を不服とし、一審原告側を被控訴人として控訴している（一審原告側と双方控訴）。

1 OpenSSLの脆弱性を標的としたアクセスの増加

(1) 概要

インターネットショッピング、電子メール等で使用される暗号化ソフト「OpenSSL*」の脆弱性を利用した攻撃と考えられるアクセスを断続的に検知。

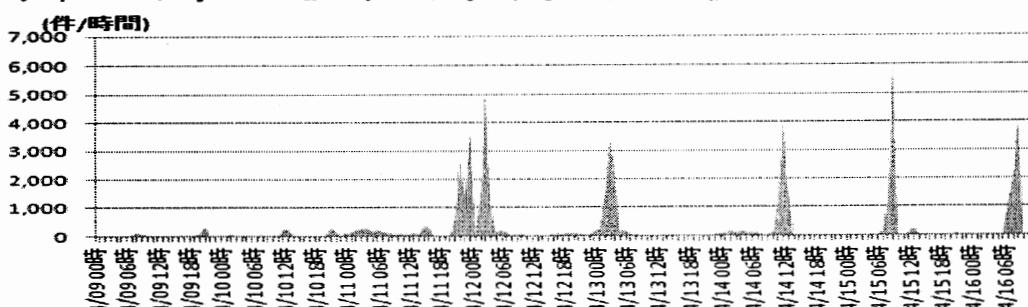
※ ブラウザとサーバ間等で送受する情報を暗号化するソフト



(2) 想定される脅威

- 通信に使用される秘密鍵の窃取
- その他のメモリ上に存在する情報の窃取

(3) サイバーフォースセンターにおけるアクセス検知状況



(4) 推奨される対応

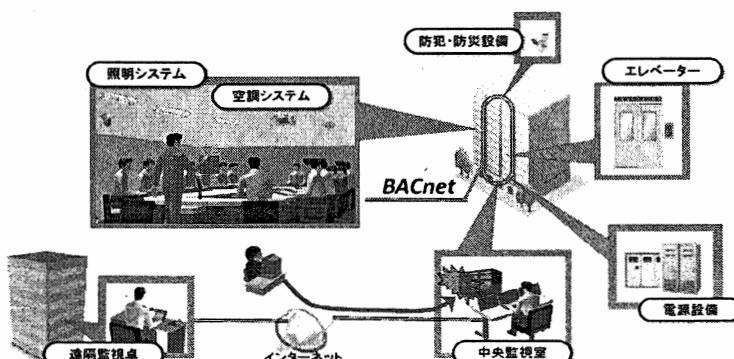
- 該当製品の確認
- 脆弱性が存在するバージョンのOpenSSLのアップデートの実施
- 暗号鍵の再発行

2 ビル管理システムに対する探索行為の検知

(1) 概要

インターネットを介した遠隔操作等が可能なビル管理システム(BACnet*)の探索と考えられる活動を3月以降観測。

※ ビル管理システムで使用される一般的な通信プロトコル(標準規格)



(2) 推奨される対応

- 使用製品の最新のセキュリティ情報の確認
- インターネットへの不要な公開の停止
- ネットワークセキュリティの確認